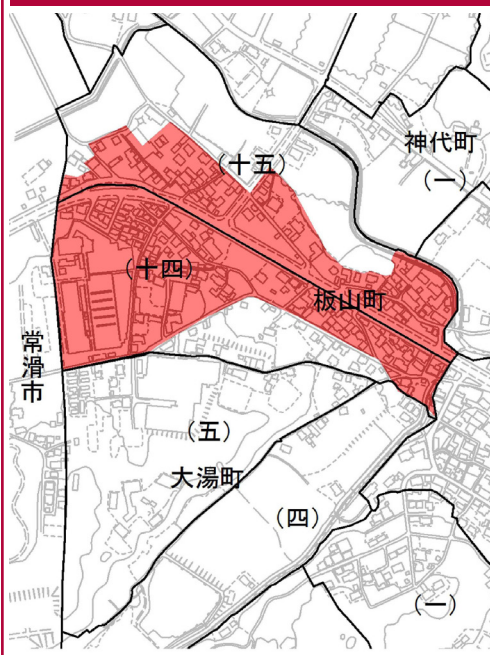


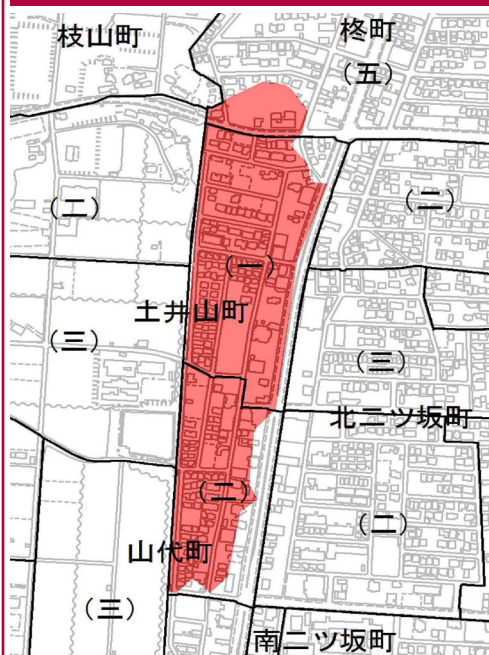
下水道の使える区域が広がります

【問合わせ】 下水道課 ☎84-0675
上水道課 ☎84-0679

板山町14丁目・15丁目の各一部
(約12haの区域)



土井山町1丁目、山代町2丁目、
柊町5丁目の各一部(約12haの区域)

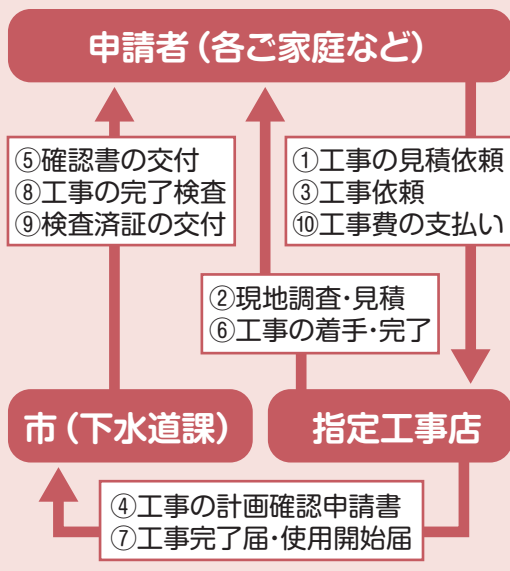


平成27年度の汚水整備完了に伴い、3月30日から次の区域で新たに下水道が使えるようになります。
汚水整備面積は1,852haに広がり、約10万5千人(総人口の約89%)の方に、公共下水道を利用していただけるようになります。

新たに下水道が使えるようになる区域

○ 排水設備工事の手順 ○

排水設備工事は、半田市下水道指定工事店に依頼してください。



各家庭の台所や風呂、トイレなどから出る排水を下水道に接続する工事を「排水設備工事」といいます。
排水設備工事は、下水道に関する法律や基準に基づいて工事を行う必要がありますが、市が指定した下水道指定工事店でなければ施工できません。

工事に必要な事務手続きも併せて行いますので、指定工事店へお問い合わせください。
なお、指定工事店は、ホームページ(「半田市下水道工事店」で検索)または「半田暮らしのいろは帖(2013年度版)」87〜88ページでご確認ください。

排水設備工事の申込みは下水道指定工事店で

下水道は、みなさんに使っ

下水道は、みなさんの快適な生活環境を支え、次代を担う子どもたちに美しい川や海を残すためにも、なくてはならない施設です。

ていただくことで、生活環境の向上という役割をはじめて果たすことができます。一日も早い下水道への接続をお願いします。

一日も早く下水道に接続を!